

作業環境の測定基準・評価基準の改正

作業環境測定の対象物質に**1,2-ジクロロプロパン**を追加
N,N-ジメチルホルムアミドの試料採取方法を見直し

労働安全衛生法では、有害な化学物質を取り扱う屋内作業場について、作業環境測定の実施とその評価を義務づけています。

厚生労働省では、平成25年10月1日付で、労働安全衛生法に基づく「作業環境測定基準」、「作業環境評価基準」を改正しました。

対象物質の追加

「**1,2-ジクロロプロパン**」を作業環境測定の対象物質に新たに加え、管理濃度、試料採取方法、分析方法を設定しました。

適用日は平成25年10月1日です。

（作業環境測定は、平成26年10月1日から義務化されます）

測定方法の変更

「**N,N-ジメチルホルムアミド**」の試料採取方法を、保存性を高めるために、直接捕集方法から固体捕集方法に変更しました。

適用日は平成25年10月1日です。

（引き続き、測定が義務づけられています）

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1,2-ジクロロプロパン	10ppm	固体捕集方法 または、直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
N,N-ジメチルホルムアミド	10ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

お問い合わせは、都道府県労働局、労働基準監督署へ

（所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）

